

平成19年度福島家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成19年5月28日(月)午後1時15分～午後3時30分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室(3階)
- 3 出席者 遠藤伝一郎, 大河内重男, 小川理佳, 加藤三枝子, 菅野篤, 鈴木庸裕,
曾我大三郎, 西村圭一, 野崎孝子, 吉成宣子
- 4 開会等
 - (1) 開会宣言
 - (2) 報道機関の取材の告知
 - (3) 委員長の挨拶
 - (4) 委員紹介
 - (5) 説明者の同席
- 5 議事(委員長, 委員, 説明者(裁判所職員), 説明者(調停委員))
 - (1) 補導委託先の多様化について, 前回の家裁委員会後の報告
 - (2) 家事調停の概要についての説明
 - (3) 調停委員による説明

私は, 昭和56年10月1日に調停委員に任命され, 現在は26年目です。

新任調停委員の頃, 先輩から, 「調停は説教をする場所ではない。よく当事者の話を聞いて, 双方が合意できるように調整することが大切だ。」という指導を受けました。

価値観の変化により, 事件も当事者のニーズも変わります。選任された当時は, 離婚が今ほど一般的ではなく, できるだけやり直しの方向で説得しましたが, 最近は, 離婚が当たり前のような当事者が増えています。また, 最近は, 相手が嫌になったというだけで, 離婚原因のはっきりしない離婚事件が多いです。他には, 遺産分割事件も多いのですが, 典型例は, 農地を承継した農家の長男が困っているというケースです。

この10年間での大きな変化は, 裏付けとしての法律の知識を知らないと

調停ができなくなっているということです。新しい成年後見制度の導入，人事訴訟事件の家庭裁判所への移管，年金分割制度の創設，ADR（裁判外紛争解決）法の制定など，大きな制度改革が続いています。年3，4回の裁判所の研修では追いつかないので，調停協会では年間約10回，独自の研修を行っており，それで調停委員が務まっているという状況です。調停協会の皆さんには強い勉強の意欲があり，研修会には40人位の方が出ています。県内のいずれの協会においてもこれに匹敵した研修会を行っています。

専門分野を持つ調停委員の力は重要です。例えば，土地建物の問題がある場合，専門的知識のない調停委員がやるより，調停をスムーズに進めることができます。しかし，もつれ合ってしまった心の問題を解きほぐしていくことに関しては，我々と一緒に勉強したいという方も若干いるのですが，自分の事務所を閉めて研修会に参加する時間的余裕がない，という方が多いのです。

また，調停委員候補者の推薦依頼先となっている，ある団体の先輩調停委員が新任調停委員を研修会に誘ったところ，時間がないと断られたそうです。今後，裁判所から各種団体に推薦依頼をするときは，調停協会が調停制度を支えているということを理解し，協会の活動に参加できる人が選ばれれば有難いと思います。

離婚調停の現場についてお話しします。我々は今，同席調停と言って，当事者双方に同時に調停室に入って頂いて，話を聞きたいと思っています。両方一緒に入って頂けると，直に話が聞けて一度で話が済むからです。昔は同席調停ができたのですが，最近は絶対に嫌だという方が多く，裁判所への出頭を別の日にしてもらえないかという申し出が増えています。

離婚で問題になるのは子供の親権です。親権が争いの道具に使われることが多々あるので，我々は痛みを感じております。私は男女共同参画で男も女も平等であるということに何の異論もありません。ただ，母親が母親としての権利を放棄してしまうと，世の中が乱れると思います。その辺は家庭裁判

所の出番だと思しますので、協会内での研修でもよく話し合っています。

家庭裁判所は、家庭内、親族間の問題が主たるもので、あまり法律的な問題はないと思われるかもしれませんが、最近は法律的な調停案を出さないと納得されません。当事者は、裁判所に来る前によく勉強し、色々な相談に行ってきますが、自分に都合のいい部分だけ持ってくる傾向にあります。そこで、我々も法律の勉強をする必要があるということで、5、6年前から、事件に即した法律の勉強をしています。

巷では調停を受けた方々で結果に不満が残っている人が、外で調停に対する不満を言っていることがあるようです。しかし、我々は誠心誠意、中立を守って調停をやっています。

裁判所の説明を兼ねて3点ほどお話しします。

一つは、最近の全国的な統計です。家事調停の申立件数は、平成9年が10万2000件、平成18年が12万9000件でした。審判は、平成9年が33万2000件、平成18年が57万2000件でした。人事訴訟は、平成9年が7800件、平成18年が1万1000件でした。人事訴訟が裁判官、調停が実はほとんど調停委員がやっている関係で、定年で経験の豊かな調停委員の方が辞めていったときに、家庭裁判所が抱える多くの事件を担うべき人をどうするかという深刻な問題があります。

もう一つは、調停というのは日本に特有の「長い物には巻かれる」式の、物言いがうまい人に丸め込まれる制度だという見方があります。しかし、アメリカで発展したADR、裁判外紛争解決方法は、日本の調停に学んで制度化されたという面があります。また、日米中という3か国を比較しても、訴訟好きかどうかはそんなに変わらないという研究結果もあります。

もう一つは、最近、調停における意見の調整が従来より難しくなっていると言われます。そういう事態に対応するため、どういう人が調停委員になればいいのか、どういう風な勉強をしておけばいいのかという問題があります。

(4) 意見交換「家事調停の充実について」

新聞の編集に携わっておられる中で、もっと権利関係は明確になった方が
いいというような、将来を含めた人々の声などはありませんか。

記事の表現、内容などに関して、昔は余程の間違いでない限り抗議や質問
は来なかったのですが、ここ5、6年で些細と思われることでも問い合わせ
なり抗議なりが来るようになっていきます。そのように人々の権利意識とい
うのが強くなっているのかと思います。

一昔前は、労働集約的な時代が長かったこともあり、農家の家族において、
遺産分割、養子縁組、離婚など、お金も絡んで難しい問題がありました。が、
今頃というのはどういう状況ですか。

権利の主張が強いということで、遺産分割も法律優先で淡々とやられてい
けば、農業は生産所得を上げる手段がなくなってしまいます。今、農地をい
かに集積して、合理化を図って、所得を上げていくのか、その農業所得を上
げていくための手段を模索している訳です。農業というのは収入をあげるだ
けではなくて、景観とか、水をきれいにしたりとか、農業を維持するという
視点も大切です。そういう農家の実情が分かった中で、説得してくれるよう
な人に調停委員になって頂けるといいと思います。

また、宮城県や福島県には、屋敷林がきれいなイグネが多いのです。イグ
ネというのは、屋敷の中に川が通っていたり、防風林に囲まれていたりする
美しい屋敷のことです。これも残していかなければならない日本の大事な景
観だと思しますので、そういう観点から農業を大事にするような調停とい
うのが、遺産分割に関しては必要になると思いました。

この難しい時代にどういう方面から調停委員を招いたらいいのでしょうか。
また、調停委員には何が求められているのでしょうか。

専門的な知識のある方がメンバーにいるといいと思いますが、分野がいく
つあっても足りません。主に財産、不動産が問題となることが多いので、不
動産鑑定士とか司法書士とか、共通に役立つような専門家に関与してもら
うことは必要です。ただ、全部について専門家でないといけないと考える必要

もなく、そのときに勉強して、当事者の抱える問題についてよく聞くという姿勢があれば、対応できると思います。調停委員として理想的な人というのは、そういう人の話をよく聞くという態度で接することのできる人ですね。調停委員はよく聞いているつもりでも、実際には聞いていないことがある。それは、自分のイメージに当事者を押し込んでしまうからです。かえって専門家が自分の知識をもって型に押し込めてしまうという危険性があるのです。

私はこの裁判所で時々男女共同参画の講義をさせていただきます。その際、調停委員の皆さんに、男女間の固定的な役割分担意識を前提にして、親権や家庭での役割の問題などを押し付けることがないようにというお願いをしています。そして、自分のことをまず知ってもらいたいということで、ジェンダーバイアスの自己確知というものをお願いしています。これは、自分の価値観を変えて下さいということではなくて、自分の傾向を知った上で調停にあたって頂きたいということがねらいです。これは、先程のお話にあったような、専門家でよく聞いているつもりでも、イメージに当てはめて聞いてしまって当事者を押し込めてしまうということの改善にもつながると思います。

調停がそうした面で少し配慮に欠けるのではないかという話を具体的に聞いたことがありますか。

直接うちの方に人権侵害の窓口はないので、事実として本当にそういうことがあったかは分かりませんが、司法におけるジェンダーバイアスに関するアンケート調査などという本を読みますと、「女は男に従え」とか「男はわがままと決まっているから、妻は少しは我慢しろ、昔はそうだった」とかというような調査結果が出ています。あと、加害者が社会的地位のある方だと「ご主人は公務員だからそんなことする筈がない」とか、ドメスティックバイオレンスに関しても理解が足りないような言動があり、暴力を扱っているDVセンターの方でもそういうような思い込みはあるようだという話を聞いています。ジェンダーバイアスの自己確知というのは手段の一つにしか過ぎないのですが、ジェンダーだけではなくて、相談にあたる者として自分の傾

向を知っておくということは、福祉の世界ではよくある話ですが、人の話を聞いて色々な相談に乗ることは難しいことなので、大事なことだと思います。

私が調停委員になりたての昭和59年当時は、女性より男性の方が優れているという考えの下に、調停も男性が主になって進めて、それに女性がついていくという形が確かにありました。しかし、ここ10年位はそういうようなことを相調停委員の男性の方からもあまり感じなくなっています。ただ、例えば「女性のいれたお茶の方が美味しい」ということは、これは男性と女性の色々な違いから生まれていることで、美味しいと言われれば、喜んでいれてあげても、そういう気持ちを全く無くしてしまうことの方がむしろ私は心配です。女性ならではの細やかな心遣いのようなものが今、段々と男女共同参画社会の中で薄れているということに、何か子供さん達の色々な問題の原因があるような気がしています。これは男性でなければならぬところで、男性にもそうして欲しいという面があるのですが、お互いにそういう部分があってもいいのではないかと私は考えています。

おそらく世代間の問題はあると思います。司法、教育、心理、福祉のいずれの場面でも、アンテナを高く掲げ、感度を高めておかなければ、権利の問題とか、原因の読めない離婚とか、多様化とか、ニーズとか、そういう話になってしまう。その辺のベールを外すと、何十年も変わらない問題かもしれない。人間のDNAがそう簡単に数年で変わる訳はなく、世代間の問題ということがあるのかなと。例えば、子供がいる20代前半位の若い方の若年離婚とかの理解が逆に難しくなっているのではないかと推察しました。

家族とは何かという議論も研修会でやって頂くと有意義でしょう。自分がどんな家族観を持っているのかを確認して、それから人の話を聞くことが大事だと思います。また、調停委員の人選等を考えていく上で、調停委員の中に離婚経験者の方を何人か入れるということも考えてはどうかと思います。

あと、先程ADRの話がありました。日本は、調停、ネゴシエーションというものを使わなくても、まだコミュニティ、地域で対応できた社会でした。

隣近所には悪い部分もあるかもしれませんが、良い部分もある。農村はそういうものを沢山持っていると思うんですね。そういう起源がないアメリカのような国で発達したものを日本に持ってくるのはどうなのか。調停というのはカウンセラーがいる相談室に人が来るといった密室で行われる手続ですので、調停に来る前に何とかならないかということを考えますと、日本の隣近所、地域の色々な力との繋がりを調停という役割がどう担っていいのか。一つの案ですが、調停委員の方が調停委員として培われたものを地域でよりマイルドに生かしていくという活動を改めて見ていくことが必要だと思います。

調停委員を採用するときの面接にあたって、できるだけ人の話をよく聞いてくれそうな人とか、色々な意味でこだわるようなところがない人とか、調停委員になってもらいたい方を選出するにはどういう方法があるのでしょうか。

中立性というものは、持って生まれたものだけではなくて、トレーニングだと思います。ワークショップなどの実際的な演習をどんな風に取り入れるかであって、生活経験で身に付けるものではない。自分の常識は他人の常識みたいなつもりでいたのが、そうではなくなっている時代だからこそ、改めて経験に頼るだけではなく、プラス訓練、トレーニングという視点をもっと評価していくことが必要なのではないかと思います。

色々な機会がある度に、一般の方々から、調停委員は誰がどのように選ぶのですかという質問を受けます。そのように、皆さんが色々なことを知りがっていることからしますと、調停委員とか参与員というのも広く適切な人を選出するため公募することが考えられます。相応の情熱とボランティア精神をお持ちの方を集めて、そこで1、2か月の研修をして、その人の考え方、価値観、人間性などが分かった上で調停委員が選ばれるということにする。お忙しい専門の委員の方々も色々な研修会にお出になられないのですが、そういう方々でなくて、研修会にも一生懸命取り組んで頂ける情熱を持った方に調停委員になって頂けたらいいのではないかと思います。

警察関係の、犯罪者への復帰支援に携わる人の公募が新聞の隅に出ていた

ことがあります。そういう方に対しても1, 2か月の講習を受けた上で、もう一度人選をするというようなことを聞きました。命の電話なども、お金を払って講習を受けて、それを担当するというボランティアの精神があるのでしょう。そうしてみると、調停委員になる前となった直後の研修としてももう少し徹底したものが必要になってくると思います。

最終的には法律の裏付けがなければならないと思うのですが、調停を利用しなければならぬ色々な問題があるとすると、最終的にはその人が何をどうして欲しくて調停を申し立てたかということ相手を立場に立って根気強く聞こうとすることからまず始めなければ解決の糸は見えてこない。それは私が福祉の現場にいて常に感じるところです。そういう要望を聞くときは、相手が何で悩んでいるのか、家族の要望は何か、また、本人がどうすれば満足に近いものを感じるのかというところを時間をかけて探って、お互いに話し合いながら、歩み寄りながら、探していくということなんです。

これはこうですよと善悪を決めるのは簡単です。しかし、人というのは、長年悩み続け、それが解決できなくて、自分の欲求が満たされないために調停という形をとらざるを得なかった。それを紐解いていったときに、少しでも相手の方の立場に立って聞いてくれる人がいると、そこで救われるのではないかと。そうすれば色々な条件を出されても、話し合いや譲り合いに入っていけると思います。ちょっとしたことでご家族の気持ちが和んでみたり、向こうから声をかけて下さったり、自分の気持ちを理解してくれたというその姿勢に人の気持ちはほぐれていき、話し合いがスムーズにいくと私は思います。人間というのはそんなに割り切れるものではないので、その辺を大事にして差し上げられる調停委員が何人かいてもいいのではないかと思います。

調停委員の面接の際、どういうところに気を付けていますか。

調停委員候補者の面接を担当していますが、人の話を聞いて下さる方かを一番中心に考えています。あと、法律的な知識は後から勉強できるものなので、知識はなくても、勉強して頂けるような方であるかどうか。あと、人に

対する興味があって、人が好きな方であるかどうか。とてもどろどろしたものを扱うので、人が嫌いな方はとてもできないと思うのですね。

家事調停を利用される方は20歳代前半から70、80歳代の方までいます。70代と80代の二人が兄弟喧嘩をしている状況において、調停委員の方の説得で、当事者たちが「この辺で解決しないといけないのか」という気持ちになる。20代前半で学生のような若い方であれば、もっと若い方にやって頂ければいいと思います。今、調停委員は40代の方が非常に少ないので、バラエティに富んだ若い方々にもっと入って頂けるような推薦依頼ができればいいと考えています。ただ、40代位の方だと非常に忙しいため、是非この方になって頂きたいと思うような方は時間が取れないことが多いです。

あと、専門性の話がありました。地域、農業の問題は福島では大きいと思います。遺産分割の話ですと、長男が継がないとだめだろうと言われれば、裁判官としては長男が遺産を全部持っていくことはできませんとしか言えないのですが、農地が欲しいと言っている東京の末娘に対し、「田んぼの周りの水路の管理を誰がするんだい」ということを調停委員に言われて、確かにそういう問題があるんだな、自分はもらうことはできないんだなと考えて頂けると、紛争の道筋が出来ていく。色々な地域の実情とか農業に関する問題とか、そういう体験を持っている方が入って下さるのは非常に助かると思います。

今、裁判員の関係では、企業に有給の制度を作ってもらい、できるだけ裁判員の負担を小さくするとか、提案がなされています。調停委員についても同じ発想で、一週間に1日位、休暇制度と組み合わせて現役の方に調停に携わってもらおうというようなことは、将来的には考えられるでしょうか。

民間企業の者としみますと、サラリーマンであるとなかなか時間が取りにくいと思います。特に40代以降というのは、管理職になる人が多いということもありますし、純粋な自分の仕事だけではなく、別の仕事も出てくると思います。勤めながら時間を取るというのは、今日お話を伺いして、調停委

員に求められるものはかなり高度なものであると感じただけに、余計に難しい面があると思いました。

将来的な一つの仕組みとして地域の困り事を助けるという観点から、働き盛りの農業従事者に参加して頂くというのはどうでしょうか。

今回の裁判員制度のように法的に整備されれば協力せざるを得なくなる訳ですが、人間が好きだとか、基本的な知識を吸収したいとか、意欲ある人というのは、団塊の世代の人には多いのではないかと思います。そういう意味で、先程お話がありました公募をする中で訓練させて、その中から良い人材を挙げていくのが理想だと感じました。私の父も保護司をやっていましたが、その後継者となったのはその地区の結構面倒見がいい、博識のある人でした。保護司はそういう風に代々譲っているようですが、調停委員の場合はどういった方達になっているのかが見えません。人生経験豊富な方が入ってくるといことから言えば、公募をしてもいいのかなと思います。

検察官にお伺いしますが、保護司についてはどのようにして地域で次々と人材が得られるのでしょうか。

保護観察所なり長年の伝統というのが昔からあって、一つの核ができており、それを継いできたというのが大きいと思います。新たな人材を、どの程度プランを立てて確保しているのかは分かりません。

あと、家事調停については、確かに今国民は知識、情報をよく知っているし、勉強していて、専門性が要求されてきているというのは確かなのですが、むしろそういう専門的なものとか、テクニックとかに偏って、人間性を喪失しているというか、心の襞（ひだ）に反応できる、紛争の心の糸をほぐすという方が失われている。そんなところが今の時代の紛争の背景にあるのかなと思います。専門性と人間性、その両立が大事なのかなと感じました。そこで、公的な観点もこの家事調停に反映させるということも今の時代は必要になってくる。今の時代の新たな家族のあり方について、どういう風に円満な家族を作っていくのかということについての問題意識を持っている人を選ぶ。

付言すると、今現在それぞれ学識経験者が選ばれている訳です。ちゃんとした人柄の人ですから、そういう色々な研修の機会に面接の技法とか勉強して頂いて、十分に対応が変わるのではないかと思います。随分前と現在を比べると、調停委員の側に、平等に本人の意思を聞こうという態度が見えます。従前、当事者は「調停委員は相手方の立場だ」と言うんですね。その人の言うとおりにならないから、そういう風に思うのは当然なのかもしれません。しかし、調停委員は、やむを得ずそう言うのであって、相手方の肩を持っているからそう言うのではない。そういう調停委員の態様、やり方、接し方があると思います。法律の専門知識よりは、むしろそういう心理的な面の研修が必要になるかと思います。

現在、福島県の家事調停委員は264名という人数です。これから離婚や遺産分割といった調停案件はますます増えていくのではないかと思いますので、今後、定員数を増やしていくという動きはあるのですか。

調停委員の定員数はどこが決めているのでしょうか。

事件の趨勢を加味して、最高裁判所が定めています。

これから裁判所制度全体としてどういう風に動いていくのかをよく見る必要がありますが、少しずつ家事調停は増えています。そこで、一つには数を増やすのですが、もう一つの方法は合理化ということで工夫していて、全庁あげてやっているということです。世の中には、他人の紛争を真摯に考えることのできる人はそんなにはいないと思いますし、ある程度福祉の気持ちがないとやれませんが、調停をやったからといって、そんなに高額の報酬が出る訳でもありません。それから勉強をしてくれなくてはいけない、公平性を持っていなければいけない、そういう人はそんなに最初から出てこない。

最後に、調停委員の中に英語を喋れる人とか、そういった異文化、多文化に対応できる方は福島県では何人いるのですか。

英語はいますが、他の外国語については残念ながらありません。

多文化という観点からは関心を強く持っていないということですね。

今後、文化の紛争みたいになってくると思います。調停も言語というコミュニケーションによって行われるものですから、この言語能力に関わってきますし、身体のサインで何かやったりという性格ではない部分がありますので、色々な外国から来ている方達の利用というのも考えてはどうかと思います。そういった方々がなかなか調停まで持ってこれず、門前払いになってしまうことがあるのではないのでしょうか。

門前払いはしていないと思います。随分私達も外国人と離婚調停をやっていますから。裁判所には通訳があります。また、例えば中国語でしたら、中国交流会の方にお問い合わせとか、そういうところで対応して頂いております。

国際交流協会とか色々な団体についても、先程の給源の一つとして考えられるのではないかと思います。

6 次回期日の指定

平成19年11月28日(水)午後1時15分

7 閉会

以上